

マイナンバー（個人番号）制度が はじまります パートⅥ



■届いていますか？マイナンバー

マイナンバーの「通知カード」は、11月下旬から皆さんにお届けしています。お届けできなかった「通知カード」は、12月下旬から3カ月程度役場で保管します。「通知カード」が届いていない方は、12月下旬以降に役場住民福祉課戸籍住民係まで連絡してください。

▽住民福祉課戸籍住民係 ☎0569(48)1111（内225）

また、郵便局より「簡易書留ご不在連絡票（マイナンバー専用）」が投函されていた場合は、不在連絡票に記載されている連絡先へ問い合わせ、確実に「通知カード」を受け取ってください。

■こんな場面でマイナンバーを使います

平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策の手続きのために、行政機関や民間企業などでマイナンバーを利用します。

マイナンバーを利用する際は、下記の書類で本人を確認しますので、お忘れのないようお願いします。

▽本人が申請する（マイナンバーを利用する）場合

（①～③のいずれか）

- ①「個人番号カード」
- ②「通知カード」＋本人確認のできるもの※1
- ③本人の個人番号が記載された「住民票の写し（原本）」または「住民票記載事項証明書」＋本人確認のできるもの※1

▽代理人が申請する（マイナンバーを利用する）場合
（①～③全て）

- ①対象者本人のマイナンバーが分かるもの（「通知カード」のコピーなど）
- ②代理権の確認ができるもの（登記事項証明、委任状など）
- ③代理人の本人確認ができるもの（代理人が法人の場合は、対象者と当該法人の関係性を証する書類）

※1 本人確認のできるものとは（㊦、㊧のいずれか）

- ㊦運転免許証、パスポートなど（官公署などの交付した写真付きのもの）
- ㊧各種保険証、年金手帳など（官公署などの交付した写真の付いていないもの）を2種類以上（氏名および住所または生年月日の記載されたもの）

上記の書類などの提示が難しい場合は、担当部署にお尋ねください。

■「マイナンバー総合フリーダイヤル」が開設されました

「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178（無料）

▽音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

▽（平日）午前9時30分～午後10時、（土曜日・日曜日・祝日）午前9時30分～午後5時30分（年末年始12月29日～1月3日を除く）